

国家戦略特区ワーキンググループ提案に関する集中ヒアリング (議事概要)

(開催要領)

日時 平成 25 年 9 月 19 日 (木) 9:40~10:00

場所 永田町合同庁舎 7 階 特別会議室

出席

<有識者>

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府 教授

<提案者>

岐阜県

<事務局>

(提案概要)

成長産業誘致特区

里地里山を活用したエネルギー自立自給特区

(議事概要)

○藤原参事官 岐阜県の提案でございます。成長産業誘致特区、里地里山を活用したエネルギー自立自給特区ということでございます。

議事、資料は公開の扱いということでございます。

全体20分弱でございますので、7~8分でプレゼンテーションをいただいた上で、質疑応答という形にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○岐阜県 本日はヒアリングの機会を頂戴しまして、どうもありがとうございます。

せんだって東海4県3市で御説明をさせていただいた際に少し御紹介をさせていただきましたけれども、我々からは2つ特区を提案させていただいておりまして、御紹介させていただいている1つが成長産業誘致特区。特に東海環状自動車道の西回り区間、濃飛横断自動車道の沿線地域についての工業団地開発と、それに伴う農転について何とか規制緩和をお願いできないかということでございます。

もう一つは、里地里山を活用したエネルギー自立自給特区でございまして、こちらはバーチャル特区という形で御提案させていただいております。

まず、里地里山から御説明させていただきたいと思っております。

お渡ししてある資料があるかと思うのですが、提案のニーズ・背景でございますけれども、我が国は非常に森林が多く、包蔵水力も非常に大きい国でございます。そういう中でせんだって『里山資本主義』という本が出ておりますが、里山におけるエネルギーの自立

自給というものを進めていくのが、日本にとって非常にエネルギー供給という観点のみならず、地域振興あるいは人々のエネルギーに対するアウェアネスを強化していくという意味でも大事なのではないかと考えてございます。そういう意味で、里地里山における小水力あるいは木質バイオマスといったエネルギー源をしっかりと使って、特に災害が起こったような場合なども考えまして、地域におけるエネルギー自立、自給ができるような枠組みを進めていったらどうだろう。また、今日の日本経済新聞などにも載っていましたが、そういう仕組みをしっかりとつくっていくと、アジア・アフリカ等に対するパッケージとしての輸出も可能になるのではないかと考えています。

そういう特区をつくる場合に、ぜひ岐阜県をお考えになっていただきたい。この岐阜県は森林率が非常に高く、また、利用可能な水力エネルギーである包蔵水力について言うと日本一という地域でございまして、木質燃料ボイラーあるいは小型の電力発電設備等々非常に多い場所でございます。こういうところでぜひリーディングケースをつくり出していきたいということでございます。

1枚めくっていただきまして、具体的にどんな規制緩和をお願いしたいかということですが、1つは再生可能エネルギーの発電設備に供する場合の保安林の指定解除対象範囲の拡大及び指定解除権限の委譲でございます。特定規模電気事業者、これは契約電力量50kW以上でいわゆるPPSと言われているもので、これを設置する場合は保安林指定解除を行っていいということが決まっておるのですが、非常に規模が小さい。あるいは特定の例えば合板の製造を行っているような業者が、自分自身の会社のエネルギー供給を行うような場合に発電機を置いたりする場合は、指定解除できない形になっておりますので、ここについてもぜひ簡単に解除できるようにお願いしたいということでございます。

1枚めくっていただきまして、もう一つございますが、岐阜県の場合、今、非常に木質バイオマス発電を進めておりまして、この場合に一番問題になるのは燃料供給でございます。基本的には間伐材等々を利用しようとするのが基本的に木質バイオマス発電の考えなのですが、燃料供給が場合によっては追いつかなくなる可能性がございます。こうした場合に、どうしても保安林の開発を行って燃料を供給する必要が出てくる可能性がございますが、保安林の皆伐に関する許可というのは一定の皆伐面積の限度というものを年4回公表して、それから、30日以内に申請書を提出する必要があるということで、非常に柔軟な対応ができなくなってございます。そのために、ここのところを少し規制緩和していただいて、年4回の公表日から30日以内に限らない、随時伐採ができるという形に、木質バイオマスボイラーへの燃料供給に限ってはしていただければということでございます。

もう一つ、これも農転の話ではあるのですが、農地でヤナギ等、木質バイオマス資源を生産する場合について、農転をぜひ簡単にしていただければと思っております。現実、農地でヤナギ等を栽培する場合、比較的簡単に農転が行われているのですけれども、それでは届出制にしましてもいいのではないかと考えてございます。

もう一つ、河川法に係る発電水利権手続の簡素化をお願いしたいと思っております。こ

これは小水力発電に関するものなのですが、いわゆる慣行水利権の場合、慣行水利権がある農業用水に従属した小水力発電をやろうとすると、実態調査をやらなければいけない。その結果、大体2年くらいかかってしまうことが言われておまして、ぜひともここについては、許可水利権になっている場合は申請書類の省略や登録制の導入が行われていますので、慣行水利権についても同様のことをやっていただければと考えております。

それから、先ほどのヤナギに関連してですが、ヤナギについて今の段階では必ずしもバイオマス資源として十分な成長のスピード等があるのかというところについて、完全なデータがございませんので、ぜひとも岐阜県というより日本全体の里地里山に適した早生樹の短期の生産、伐採の技術及び生産流通に関する支援、これは財政的なものでございますが、お願いをしたいということでございます。

また、木質バイオマス燃料を活用した地域循環システムということで、今、言ったような事業を行う中で必要なさまざまな支援をぜひともお願いしたい。最後の2つは財政的支援でございます。

以上が里地里山を活用したエネルギー自立自給特区についての御説明でございます。

もう一つ、成長産業誘致特区でお願いしております。これは先般、簡単に御説明させていただいたところでございますが、もう一回、詳しく御説明させていただきたいと思っております。

お配りさせていただいた地図のような紙があるかと思うのですが、東海環状自動車道は大体名古屋市の周辺30~40キロを結ぶ環状道路でございます。愛知県豊田市から岐阜県の関市、美濃市、岐阜市の北側をかすめて大垣市、さらには三重県の四日市のほうにつながるという道路でございます。

もともとこれは名古屋地区の交通渋滞というものが非常に激しいものですから、この一種のバイパスというか、都心の交通量を下げるという観点からつくられた道路であって、その周辺に工業団地といったものが立地するかどうかということについては、もともと余り念頭に置かれておりませんでした。ところが、2005年に東周り区間で豊田ジャンクションから美濃ジャンクションまでが開通しますと、この沿線に非常に多くの工業団地がつけられました。計22団地675ヘクタールの新規企業進出が行われています。2010年末時点で新しく生まれた製造品出荷額が年間1,729億円、雇用者数5,218名という形になってございます。

こういう工業立地の促進効果が生じた理由なのですが、基本的には豊田市あるいは愛知県の製造業の中心である小牧市と、外縁地域の時間距離が非常に縮まった。それから、インターチェンジ近い場所を含めて、比較的リーズナブルな価格で提供できた。もう一つ、工業団地をつくる上で非常に大事なことなのですが、この地域は丘陵地が多うございまして農地が少なかった。したがって、農転を行わなくても実際、工業団地の造成ができたということがございます。

こういったことが東海環状東回り地区の状況を見ますと、近隣の東海環状西回り地区、

これはリニアの中間駅をにらんでの話なのですが、濃飛横断自動車道沿線地区といったところにも、恐らく工業立地に関するニーズというのはあるだろう。これは御存じのとおりでございますけれども、アジア太平洋諸国を中心に新興国は急速な経済成長を遂げておりまして、製造業の立地という観点からは、日本は非常に競争的な状況に置かれているわけなのですけれども、新しくこういうロジスティックルートができることによって、企業にとって立地を真剣に考慮するような場所がぐっとふえているという形になってございます。

ところが、特に東海環状西回り地区について、ここはいわゆる木曾三川と言われています揖斐川、長良川、木曾川が通っている場所でありまして、非常に農地としての生産性の高い場所でもございます。ほとんどの平地は農地として開発されている。他方で東濃と違うのは、揖斐のほうは山が急峻でございまして、ここに工業団地をつくる、つまり山のところを切り崩して工業団地をつくらうとすると、ものすごいコストがかかってしまうという状況になってございます。

こうした状況を考えまして、もちろん農地転用、農業というのは国の基本でございますので、農地転用は非常に慎重に考えるべきとは思いますが、ぜひともこの地域の農転について何か特別な扱いをしてもらえないだろうか。実際、この地域の農地というのは2万ヘクタールぐらいあるのでございますが、工業団地としてのニーズを考えますと、東回りと同程度としても600ヘクタール程度ということで、それほど多くの農地をつぶすことにはならないと思いますし、もし開発をすれば、当然ながら農業に影響がないようにやるということであろうと思っております。

ただ、やはり農地法4条、5条というのがあるものですから、なかなかこの地域の開発は進まない。現時点でなんとか分譲にこぎつけたものは70ヘクタール弱しかなくて、構想中のものも100ヘクタール強。ただ、それもほとんどが農転でとまってしまっている状況でございますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上でございます。

○藤原参事官 残された時間が5分でございます。皆様、質疑応答をお願いいたします。

○坂村委員 成長産業誘致特区というお話なのですが、工業団地に転換させたいということですが、需要はあるのですか。もしもやったとしたら、どんどん入るといふ企業が列をなしているが、制度的にできないから待っているのですか。それとも、特区をつくってから誘致しようというのですか。というのは、全日本的に見て工業団地が足りていないとは言えないですね。いろんなところで皆さん工業団地をたくさんつくって、結構余っていますよ。今でも。でも、ここでは違うのですか。工業団地にしたら入りたいという人はたくさんいるのですか。具体的な人たちが。

○岐阜県 現在、岐阜県は非常に工場誘致が進んでおりまして、昨年、製造業で34件。これは全国8位ということで、震災以降、岐阜県の内陸部の土地が見直されておりまして、非常にここ2年間は岐阜県に来たいという企業さんが多く、非常に需要は高まっております。そういった中、東回りはかなり工業団地は埋まってしまって、もう売るところがない

状況でございまして、したがって西回りを今回開発させていただいて、それに対応させていただくという考えでございまして。

○岐阜県 列をなしているかどうかということより、まずそこには工業団地はできないでしょうというのがみんなの考え方なものですから、なかなかそうはなっていないのですけれども、潜在的な需要というのは非常に多いと考えております。また、岐阜県に問い合わせが来ても、我々はそれに見合うような土地はございませんと言ってお帰りいただくケースも多々ございまして、ここは逆に言うと、つくれば入るだろうというようなところでございまして。

○坂村委員 みんないろんなところも工業団地をつくれば入るだろうとやって、入っていないところも結構見ますので。岐阜県の場合にはそういうことはないのですか。

○岐阜県 岐阜県の場合はそういうことはございせん。特にこの地域というのは特殊でございまして、これまでなかったものが突然できて、非常に便利になってしまった。もともと農地が広がっていたところに突然高速道路が通って、インターができて、そういう特殊な事情があるものですから、ほかとは違うということだと思います。

○坂村委員 いいのですけれども、例えば国家戦略特区ということだと単に工業団地をつくるというのではなくて、目的と効果が求められます。この前のほうも、まだ再生エネルギーの話はいいとして、こちらは県で進めればいいのではないですかという話のような感じもします。何となく。

○岐阜県 そこはもちろんいろんな考え方があるかと思うのですけれども、我々としてはぜひともこのところについては進めていきたい。

○坂村委員 県でできるのではないですか。

○岐阜県 問題は、県としてやりたいと言っても農地法上の規制がございまして、そもそも農業地区、優良農地というものは農転できないという形になっております。ここについては2ヘクタール以下であれば、都道府県知事の認可で農転ができる部分もあるのですけれども、4ヘクタール以上になりますと農水大臣認可という形になっておりまして、現時点では優良農地について4ヘクタール以上の認可を得るといのは、ほぼ不可能ではないかという状況でございまして。もちろんそこは柔軟に認可していただけますよということであれば、別に我々としては現実これをやりたいというわけではございまして、規制緩和の形がどうなるか。例えば上限がつくとか、500ヘクタールに限りとか、インターチェンジから何キロメートルに限り、何百ヘクタールに限り、いついつまでに申請したものに限りといった形で何らかの形で条件をつけていただいて、それを農水大臣で認可を前向きに考えましょうということであれば構わないのですが、どうしても県のレベルでそういうことをお願いしてもそれは無理なものですから、ひょっとしたら似たような地域がほかにもあるとすれば、全国的に例えば新しいインフラができた場合に、どういうふうに農地の利用を考えるかということについて考えていただくということもあり得るのかもしれないと思っております。

この前、少し御説明しましたように、本当はこれは東海4県の中に入れてもいいものではあるのですが、提出のタイミングが合わなかったものですから、今回新しく御説明をさせていただいておりますが、我々としてはここだけに限らず、ぜひほかの新しくインフラができたようなところも含めて考えていただくというのも1つの考え方かなと思います。

○坂村委員 確かに、ほかでも似たような条件で困っているところはありますからね。

○藤原参事官 よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。